

名古屋グランパスワイズメンズクラブ会則

第1条 名称

- 1 この組織は名古屋グランパスワイズメンズクラブといい、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区中部に属する。

第2条 目的

- 1 クラブの目的は、ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法に基づき、互いに親しみ交わり、力を合わせ国際協会の綱領と目的を成就させることにある。

第3条 構成員

- 1 このクラブは国際憲法および西日本区定款に定める会員により構成され、その財政は会員の負担する会費によってまかなわれる。
- 2 1に定める会員以外にクラブを退会した者で、希望する者には会友としてブリテン等のクラブ情報を送ることができる。ただし郵送料および経費を徴収する。

第4条 会費

- 1 会費は別途定める会費規定による。

第5条 総会

- 1 毎年7月第1例会を総会とする。
- 2 総会においてとりあげるべき事項は次の通りである。
 - (1) 前年度の活動報告。
 - (2) 前年度の会計決算ならびにその監査報告の承認。
 - (3) 当年度のクラブ役員の承認ならびに引継。
 - (4) 当年度活動報告ならびに予算の決定。
 - (5) その他必要事項
- 3 総会は会員の2 / 3以上の出席（委任状出席を含む）によって成立する。
- 4 総会での議決は出席会員の2 / 3以上の同意を要する。

第6条 クラブ役員

- 1 クラブ役員は、会長、直前会長、副会長、書記、会計で構成し、毎年2月第1例会において選出され、総会の承認を経て就任する。
- 2 会長はクラブの代表として、部・区・地域・国際とクラブ間の情報伝達と報告を行う。
- 3 会長は西日本区で行う各事業を推進するため、クラブ内に各事業部門の委員長を置く。
- 4 会長はクラブ年間活動について立案から実行までの責任を持ち、毎月2回の例会と、年に何度かの特別プログラムを開催し、クラブの目的の成就に努力する。

- 5 直前会長はクラブの状況を常に把握し会長を補佐するほか、会長が必要と認める特別

の任務につくことがある。

- 6 副会長はクラブの状況を常に把握し会長を補佐するほか、必要な時にはいつでも会長の任務を代行する。
- 7 書記は例会などの議事録をとり、必要ある時はこれを印刷配布する。
- 8 書記は各種記録を常に整理保管（名古屋YMCA内クラブ事務局）し、これを後継者に引き継ぐ。
- 9 会計はクラブ会計の全般を統括し、整理記録する。
- 10 会計は総会において会計報告を行い、帳簿類の会計監査を監事よりうける。
- 11 会計は次期会長の次期予算案作成に協力する。

第7条 監事

- 1 監事は毎年2月第1例会において選出され、総会の承認を経て就任する。
- 2 監事はクラブの財政に関し監査を行い、総会において報告をする。

第8条 事業委員長

- 1 各事業委員長は会長が任命し、総会の承認を経て就任する。
- 2 各事業委員長は部の事業主査および会長の指導により担当事業部門の活動を推進する。

第9条 連絡主事

- 1 各個クラブは、各個クラブの関係YMCAとの連絡・調整を図るため、連絡主事をおくことができる。連絡主事は関係YMCA総主事の指名にもとづき、クラブ会長が委嘱する。（西日本区定款第16条第4項）

第10条 慶弔規定

- 1 慶弔規定は別途定めるクラブ慶弔規定による。

第11条 改正

- 1 この会則の改定は、会員の2/3以上が出席した総会または臨時総会の決議による。

附則 本会則は平成14年7月7日より発効する。

名古屋グランパスワイズメンズクラブ会費規定

第1条 年会費

年会費は次のとおりとする。

¥12,000 (名古屋YMCA維持会員会費1年分)

¥30,000 (30歳以下クラブ会費)

¥42,000 (40歳以下クラブ会費)

¥54,000 (41歳以上クラブ会費)

年齢は7月1日の満年齢とする。

ただし連絡主事は¥42,500 (クラブ会費)

会計年度は7月1日に始まり、6月30日に終わるものとする。

第2条 納入

年会費の納入は次のとおりとする。

①一括払い 8月10日までに

②分割払い 第1回 半額を7月末日までに

第2回 半額を12月末日までに

クラブ会計の指定する口座に振込み入金する。

第3条 年会費内訳

年会費には次の項目を含む。

①名古屋YMCA維持会員会費 ¥12,000 (入会時より1年分)

②ワイズメンズクラブ国際協会西日本区区費 ¥14,000 (年間)

③CS, TOF, BFの各事業費

④中部部費

⑤名古屋地区ワイズ連絡会費

⑥クラブ運営費

なお、上記以外の支出については、都度会長が例会にて承認を得る。

第4条 臨時会費

年会費以外に例会の承認を得て、臨時会費を徴収することができる。

第5条 ファンドおよび特別会計

ファンドはファンド委員が管理し、年度終了後総会にて報告する。

承認後会計は特別会計として管理する。

なお、ファンドおよび特別会計からの支出は、例会にて承認を得る。

第6条 入会

新入会員は次の会費を納入する。

①名古屋YMCA維持会員会費 ¥12,000 (入会時より1年分)

②ワイズメンズクラブ国際協会加盟金 ¥6,500

③同 西日本区区費 (ただし入会した半期は免除、翌半期より)

④クラブ運営費 (ただし入会日の翌月より年度末までの月数分。)

¥3,000/月

なお、④については入会時期、年齢等を考慮し、協議の上決定する。

第7条 改正

この規定の改正は、会員の3分の2以上が出席した第1例会の決議による。

(付則) この規定は平成14年7月7日から施行する。

平成23年7月3日 改正

名古屋グランパスワイズメンズクラブ慶弔規定

第1条 会員に下記の事由が発生したときには、次のとおりの金員などを贈呈する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 会員本人死亡の場合 | 死亡弔慰金として金5万円および供花 |
| 2. 会員本人疾病の場合 | 疾病見舞金として金3万円以下 |
| 3. 会員本人罹災の場合 | 罹災見舞金として金3万円以下 |
| 4. 会員本人婚姻の場合 | 御祝金として金1万円 |
| 5. 長子誕生の場合 | 御祝金として金1万円 |
| 6. 会員の配偶者死亡の場合 | 香典として金2万円および供花（一基） |
| 7. 会員の父母子死亡の場合 | 香典として金1万円および供花（一基） |

第2条 死亡弔慰金は葬儀の喪主に対して贈呈する。但し、会長は必要と認める場合にこれを変更することができる。

第3条 疾病見舞金は会員が受傷または罹病により1ヶ月以上本来の業務を行なうことができない場合に贈呈する。

疾病見舞金の贈呈および贈呈金額は、例会における決議により決定する。但し、会長が緊急を要すると認めたときは、当該年度の役員会議によりこれを決定し、その直後の例会において報告することとする。

第4条 罹災見舞金は会員が水難火災その他非常の災厄により著しい損害を蒙った場合に贈呈する。

罹災見舞金の贈呈および贈呈金額は、例会における決議により決定する。但し、会長が緊急を要すると認めたときは、当該年度の役員会議によりこれを決定し、その直後の例会において報告することとする。

第5条 この規定の改正は、会員の3分の2以上が出席した第1例会の決議による。

(付則) この規定は平成6年7月1日から施行する。